

第4章 介護予防の充実（介護予防・日常生活支援総合事業）

1 介護予防・生活支援サービス事業の推進

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止、地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援します。

（1）訪問型サービス

①訪問型サービス

従来の介護予防訪問介護に相当するサービス

②訪問型サービスA

人員等を緩和した基準による生活援助等のサービス

③訪問型サービスB

住民主体の自主活動として行う生活援助等のサービス

④訪問型サービスC

保健・医療の専門職による居宅での相談指導を行う短期集中予防サービス

⑤訪問型サービスD

移送前後の生活支援サービス

（2）通所型サービス

①通所型サービス

従来の介護予防通所介護に相当するサービス

②通所型サービスA

人員等を緩和した基準による運動・レクリエーション等のサービス

③通所型サービスB

住民主体の体操や運動等の活動など、自主的な通いの場によるサービス

④通所型サービスC

保健師や医療の専門職等が行う、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等の短期集中予防サービス

(3) その他の生活支援サービス

① 栄養改善を目的とした配食

栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯に対する見守りとともに行うサービス

② 住民ボランティア等が行う見守り

住民ボランティア等が行う定期的な見守り訪問による安否確認や緊急時の対応を行うサービス

③ 訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援

地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして、訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供を行うサービス等

(4) 介護予防ケアマネジメント

要支援者及び基本チェックリストによって事業対象者と判断された者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスのほか一般介護予防事業や市町村の施策、民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

2 一般介護予防事業の推進

住民主体の場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

また、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組により、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することで、介護予防を推進します。

なお、これらの取組は、認知機能低下の予防につながる可能性も高いことから、認知症発症予防の観点も踏まえ推進します。

(1) 介護予防把握事業

関係部署との連携、民生委員等地域住民からの情報提供、本人・家族からの相談による情報等を活用して、閉じこもり等の支援を要する方を早期に把握し、住民主体の介護予防活動につなげます。

(2) 介護予防普及啓発事業

健康維持と介護予防に関する知識やセルフケア等の普及啓発のため、理学療法士や歯科衛生士、栄養士などによる介護予防教室等を開催します。

(3) 地域介護予防活動支援事業

地域での介護予防活動のリーダーとなるボランティアの育成や、地域住民が自主的に行う介護予防活動のグループに対する支援を行います。

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の通いの場等に理学療法士や保健師等のリハビリテーションに関する専門職を派遣し、地域における介護予防活動の機能強化を推進します。

(5) 一般介護予防事業評価事業

本計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その結果に基づき事業全体の改善を図ります。